

【会長が定める施工基準】

第2条第1項各号に規定する会長が定める施工基準は、次のとおりとする。

屋上緑化

- ① 第2条第1項第1号に規定する屋上は、屋上全体から空調設備、太陽光発電設備等建物の管理及び環境対策に必要な設備に係る部分を除いた部分とする。なお、ベランダは対象外とする。
また、同号に規定する屋上に人が出入りすることのできる構造は、階段又はエレベーターにより出入りできるものとし、はしごのみにより出入りできるものは除くものとする。
- ② 第2条第1項第1号に規定する緑化面積は、植栽基盤面積とする。
- ③ 池、水流その他これらに類するもので、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものについては、これらを植栽基盤とみなし、その水平投影面積を植栽基盤面積に算入することができる。
- ④ プランターを使用する場合には、1台あたりの容量が100リットル以上で、重量が10kg以上のものを利用すること。
- ⑤ かん水装置を設置するなどかん水について配慮すること。
- ⑥ 倒木や植栽基盤表面の土壌の飛散などが起こらないよう風対策を講じること。
- ⑦ 中高木の植栽等特に荷重のかかる部分については、なるべく柱やはりで受け止めるよう配慮すること。
- ⑧ 植物の根が建物の防水層に浸入することがないように、植栽基盤下に防水・防根対策を講じること。
- ⑨ 外周に転落防止柵等を設置すること。

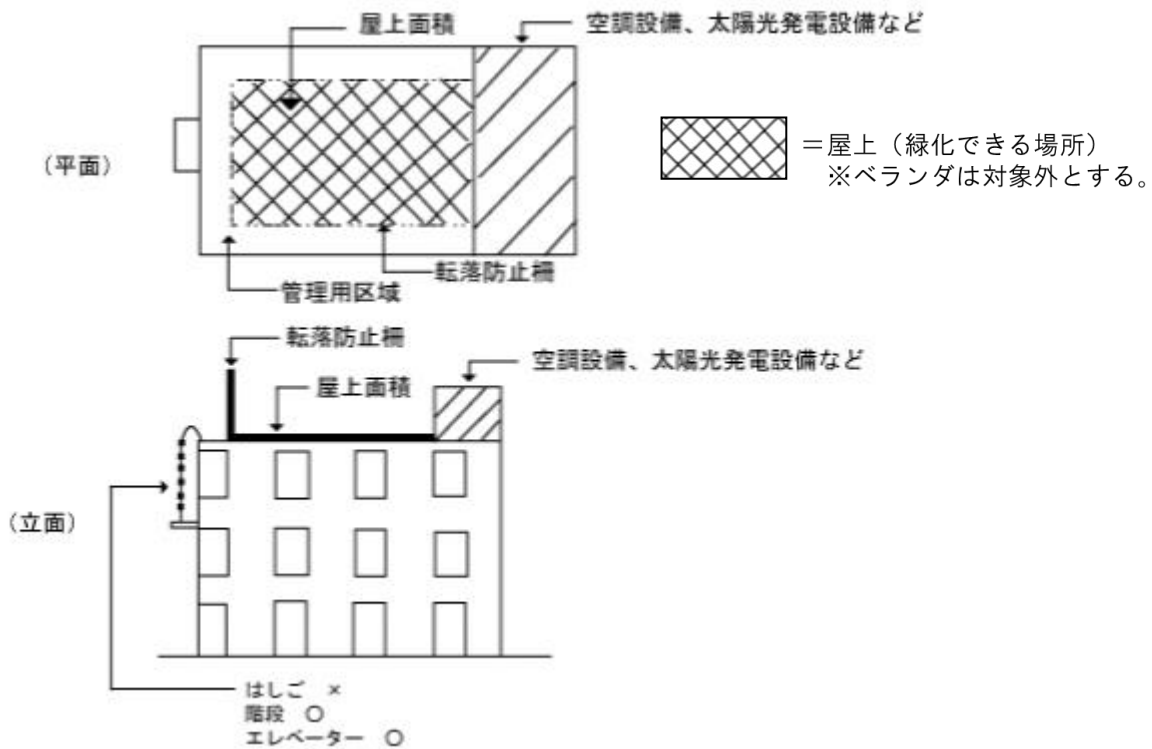
壁面緑化

- ⑩ 緑化は、自立式のユニット又は建築物の壁面に沿って誘引パネル、ネット等の誘引資材を設置し、植物を固定し、又ははわせる形式で行うものとする。
- ⑪ 第2条第1項第2号に規定する緑化面積は、自立式ユニットの設置面積又は植栽延長に誘引資材の設置高を乗じた値とする。
- ⑫ プランター等独立した植栽容器を使用しないこと。
- ⑬ 自立式ユニット又は下垂式緑化については、原則として自動かん水装置を設置すること。
- ⑭ 植栽する株ごとの植栽間隔は、30cm以内とすること。
- ⑮ 原則として、公道から見える位置に設けること。

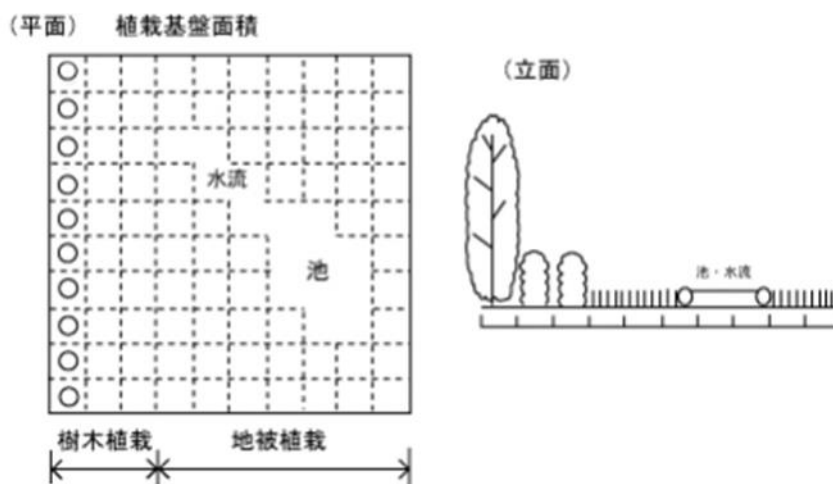
屋上緑化

①、②、⑨ 屋上面積、植栽基盤面積、転落防止柵

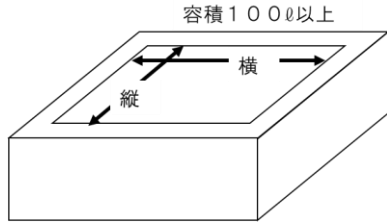
要綱第2条第1項第1号の規定



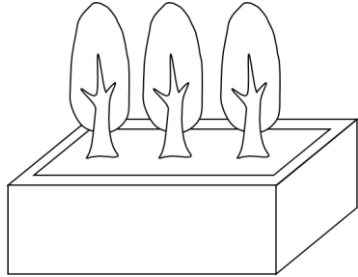
③ 立体的な植栽、池・水流



④ プランターの使用

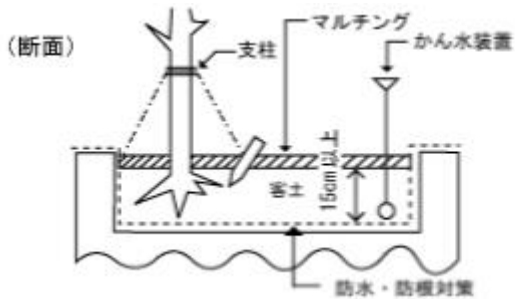


- ① 緑化面積＝内側の縦×横×個数＝の合計が3㎡以上であること。
- ② 1台あたりの容積が1000以上であること。
- ③ //の重量が10kg以上のものを利用すること。



樹木または地被植物（グラウンドカバー類）を植栽すること。
※草花などを植栽して花壇としての利用はできない。

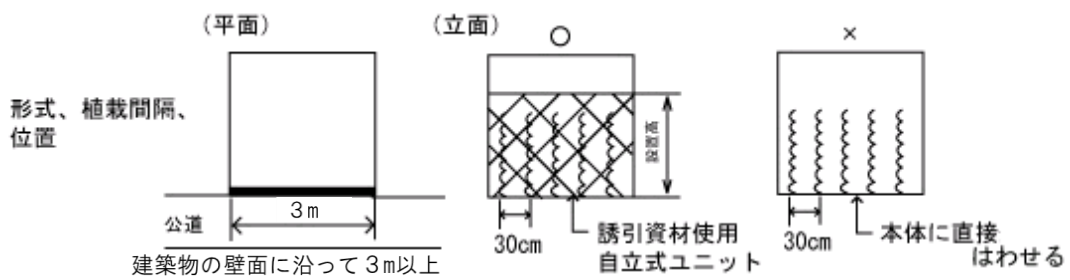
⑤、⑥、⑦、⑧ かん水装置、風対策、防水・防根対策



壁面緑化

⑩、⑪、⑭、⑮ 形式、緑化面積、植栽間隔、位置

要綱第2条第1項第2号の規定



⑬ 自動かん水装置

